

◎ 特別警報発令時における生徒の登下校について
＜現行＞

11 台風時における生徒の登下校

- (1) 生徒の登校する以前に、本県(知多地域)に暴風・暴風雪警報が発令されている場合
ア 午前6時40分までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
イ 午前6時40分から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから当日の授業を始める。
ウ 午前11時を過ぎて後警報が解除されるか、又は引き続き解除されない場合は、当日の授業を中止する。
上のア、イの場合、交通機関の故障、道路、橋の破壊等で登校が危険な場合は登校に及ばない。知多地域以外に居住の場合、居住地域で暴風・暴風雪警報が発令されている場合は登校に及ばない。解除後、安全を確認し、登校する。
- (2) 生徒の登校後に、本県(知多地域)に暴風・暴風雪警報が発令された場合
ア 台風の中心位置・進行速度方向、発令時における気象状況等から判断して、全生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させる。
イ 学校より遠隔に居住する生徒の帰宅は困難と認めるか、既に戸外の通行は危険と認める場合には、当該生徒を戸外通行の危険がなくなるまで学校に残す。学校に残した生徒は校内の最も安全な場所に集める。

12 交通機関の途絶により、正常な授業ができない場合の指導

- (1) 原則として普通授業を行う。
(2) 登下校にあたっては、安全について細心の注意を払う。特に通常、自転車通学でなくて当日自転車を利用する者は十分注意する。
(3) 生徒がオートバイや自動車を自ら運転したり、他人の車に同乗したりして登校することは認めない。
(4) 遠距離等のため、交通ストで登校できない生徒は、交通スト中止後に次のとおり登校する。
ア 午前11時までに交通ストが中止された場合は、安全について十分配慮して、できるだけ早く登校する。
イ 午前11時を過ぎて後、交通ストが中止されるか、又は引き続き解除されない場合は、家庭で学習に励む。
(5) 交通機関の途絶等の影響によって登校できない場合は、欠席扱いとしない。(その扱いについては、交通機関の利用状況の事前調査に基づいて学校で判断する。)

＜追加＞ 現行の11と12の間に追加。現行の12以降、番号を変更

12 特別警報発令時の生徒の登下校

ここでいう特別警報とは、大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪の気象等に関する特別警報と大津波警報、緊急地震速報(震度6弱以上)である。

- (1) 生徒の登校する以前に本県(東海市及び隣接する市町村)に特別警報が発令されている場合
※ 当面は県単位で特別警報が発令される。
ア その日の授業は行わない。
イ その日のうちに特別警報が解除された場合も、授業は行わない。
ウ 解除後の学校の再開については、学校から災害用伝言ダイヤル・メール・連絡網等で連絡するので、個人で判断をしない。生命・安全の確保を第一に考える。
居住地域で特別警報が発令されている場合は登校しなくてよい。解除後の登校については、生命・安全の確保を第一に考えて行動する。
ウの場合でも、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶により登校が困難な生徒は登校しなくてよい。
- (2) 生徒の登校後に本県(東海市及び隣接する市町村)に特別警報が発令された場合
ア 即刻授業を中止し、生徒の生命・安全を確保する。
イ 生徒を原則として校内の安全な場所へ避難させ、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等の情報を収集し、校外の避難場所への移動、保護者への引き渡し等、適切に対応する。
ウ 特別警報が解除された場合も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等の情報を収集し、生徒の帰宅が困難と認められる時は、引き続き校内の安全な場所へ留め置き、生徒の安全を確保する。